

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合または自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を下記の期間および割合に定める金額を求人者に返還いたします。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとします。

- （１）入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50% の返金
- （２）入社後 60 日以内に退職した場合、紹介手数料の 30% の返金
- （３）入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 10% の返金
- （４）入社後 90 日を超えて退職した場合、返戻金なし

但し、就職した者が一方的な解雇及び採用時の労働契約と著しく異なる事を起因とする退職の場合、いったん受領した紹介手数料及びその消費税相当額は、返却致しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約により別の定めをする場合があります。